

客引き行為等のアルバイトに注意



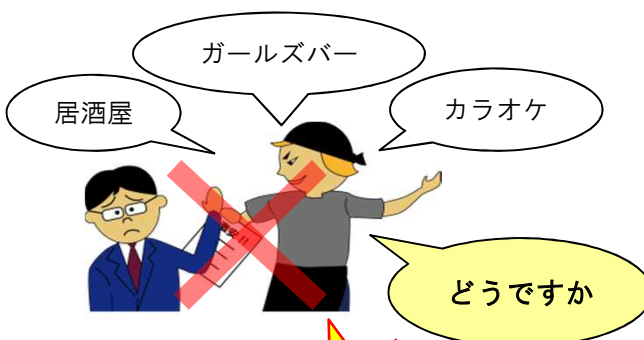
～ 公共の場所でしつこい客引き行為等は禁止されています ～

「客引き行為等の防止に関する条例」に基づき、県内の公道等における通行人の往来に支障をきたす客引き行為が禁止されています。

「禁止地区」で客引き行為等（客引き・勧誘・客待ち）をした場合、条例違反で処罰されます。客引き行為等の程度によっては、警察に「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止条例（迷惑防止条例）」で逮捕されることもあります。

禁止地区における禁止行為

「客引き」「勧誘」「客待ち」及び、これらを「させる行為」全ての客引き行為等が対象となります。



条例の罰則

- 禁止地区において禁止行為をした場合、
 - 指導・勧告・命令を行います。
 - 違反を繰り返すと**5万円以下の過料**に処されます。
 - 氏名等が公表される場合があります。

**アルバイトでも
処罰されます**

- ※ 氏名等が公表されれば、就職活動にも影響が出ます。
- ※ 客引き行為等の程度によっては、県の迷惑防止条例に基づき、警察に逮捕され、罰金、懲役となり、前科がつきます。

禁止地区

三宮北部地域（サンキタ通り商店街・生田新道・東門筋等の周辺地区）を禁止地区に指定しました。
※ 詳しくは兵庫県ホームページをご覧ください。

